

協議会だより

「こども家庭庁発足、 こども政策に関心集まる」

二〇二三年四月一日、こども家庭庁が発足しました。長官をトップに、長官官房、成育局、支援局が設けられ、学童保育（放課後児童クラブ）は成育局成育環境課が所管します。

成育環境課の主な所掌事務は、学童保育のほか、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機連携、地域子育て支援拠点の充実、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員です。

* * *

同年二月四日、岸田内閣総理大臣が、「年頭記者会見」で、「異次元の少子化対策に挑戦」として、「学童保育」にふれました（本誌

二〇二三年三月号「協議会だより」参照）。

会見では、第一に、「児童手当を中心に経済的支援の強化」。

第二に、「学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、すべての子育て家庭を対象としたサービスの拡充」。

そして第三に、「育児休業制度の強化も含めた働き方改革の推進とそれを支える制度の充実」があげられました。

同年六月に閣議決定する「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」で、子ども関連予算を倍増させる道筋を示すとともに、児童手当など「現金給付」の拡大を検討するこどもが報道されています。

〈こども政策の強化に関する関係 府省会議〉について

「こども政策の強化に関する関係府省会議（以下、関係府省会議）」は、小倉将信こども政策担当相を座長とし、内閣官房、内閣府と厚生労働、文部科学など、子ども・子育て政策に直接関わる府省に加えて、財務、総務、国土交通各省の局長級で構成される会議です。

この会議で三月末までに、「こども政策の強化」についての具体的なたたき台をとりまとめること、これまでのこども政策を体系的に検討し、将来的な倍増をめざすことが予定されていました（事務局注：初会合は二〇二三年一月一九日）。

二〇二三年二月と三月に、計四回の会議が開催され、家族社会学、経済学、社会学、産業社会学、保健福祉学の研究者や、子育て家庭を支援する団体・事業者などへのヒアリングが行われています。そして、同年三月三一日に開催

された第六回の会議で示されたのが、「こども・子育て政策の強化について（試案）」次元の異なる少子化対策の実現に向けて」（以下「試案1）」です。

「試案1」では、Ⅲ 今後三年間で加速化して取り組むこども・子育て政策」として、「今後三年間を集中取組期間として」、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下、「加速化プラン」）に取り組むことがあげられています。

また、学童保育に関連することとして、「2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充」のなかに、「4. 新・放課後子ども総合プランの着実な実施」、「小一の壁」打破に向けた量・質の拡充」という項目が設けられています。具体的な内容はつぎのとおりです。

（4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施「小一の壁」打破に向けた量・質の拡充」

○保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として一・五万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安心・安全に過ごせる場所の拡充は急務である。

○このため、全てのことでもが放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（二〇一九年度～二〇二三年度）による受け皿の拡大を着実に進めるとともに、職員配置の改善などを図る。

「**子ども未来戦略会議**」について
二〇二三年四月七日、内閣官房全世代型社会保障構築本部の下に、岸田内閣総理大臣を議長とする「子ども未来戦略会議」が開かれました。

この会議は、全世代型社会保障

改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（子ども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画）、内閣官房長官のほか、総務・財務・文部科学・厚生労働・経済産業・国土交通の各大臣に、子育て当事者、経済・社会保障の専門家、経済団体、労働組合、自治体の代表者らで構成されます。

前述の「試案」をもとに、各項目の優先順位や財源の確保策を六月まで議論することです。

「**子ども政策推進会議**」について
同年四月一八日、子ども家庭庁において、岸田内閣総理大臣を会長とする閣僚会議「子ども政策推進会議」が開かれました。

この会議では、「子ども大綱」の案を作成し、子ども施策の重要事項の審議・子ども施策の実施を推進し、関係行政機関相互の調整などを行います。

「**子ども大綱**」は、既存の「少子化社会大綱」「子ども・若者育成支

援大綱」「子どもの貧困対策大綱」と一体的に作成されます。

また、各省の局長級で構成される幹事会も設置されます。

* * *

全国学童保育連絡協議会は、二〇二三年三月三〇日、厚生労働大臣宛てに「厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会とりまとめを受けて、子ども家庭庁において今後の施策を検討するにあたっての緊急申入書」を提出しました。

とりまとめにある「放課後児童クラブの待機児童対策について」を切り口に、「とりまとめについて懸念すること」「今後の施策についての要望」を申し入れています。

要望項目はつぎのとおりです。

1. 国の基準や市町村の条例を順守して、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづく質の確保を要望します。
2. 子どもに安全・安心な生活を

保障するためにも、市町村の実施責任を明確にし、事業の根幹を担う専門性を持った職員を、支援の単位ごとに専任かつ常勤をまずは2人以上配置できるように、運営費の人員費部分の抜本的な増額を要望します。

3. 子どももの育ちと家庭の生活を保障してきた学童保育の実績を信頼し、施策に当事者の声の反映を要望します。

4. 第二〇八回国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願」は国の責任で具体化することを要望します。

ひきつづき、子どもの権利条約の一般原則とされている「生命、生存及び発達に関する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」を大切にして、よりよい学童保育づくりをすすめていきたいと思います。